

告 示

埼玉県自動車税事務所長告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十八年四月八日

埼玉県自動車税事務所長 渡 邊 守比呂

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
吉澤石油販売株式会社	代表取締役 吉澤 信一	埼玉県さいたま市西区大字佐知川千四十番地四	平成二十八年二月二十九日